

# 法定代理人がない事理弁識能力を欠く常況にある者と 民法 158 条 1 項の類推適用

中山実郎\*

## The Right to Regain the Legally Reserved Portion and Analogy Apply of Civil Code 158, paragraph 1

Jitsuro Nakayama \*

### Abstract

A testator can freely leave his property as an inheritance using a will, but regardless of the contents of that will, certain heirs have a right to receive part of the estate. For example, even if a parent's will were to state : "To my son I leave no inheritance whatsoever," the son will still be able to inherit a part of the estate. This system is termed the the legally secured portion. However, if the inheritor is to regain their legally secured portion, it must be claimed within a legally specified period.

This system has been criticized by many lawyers as disadvantageous to the elderly and those suffering from serious diseases and the like.

Recently the Supreme Court issued its first ruling on the right to regain the legally secured portions and stop the expiry of this right. Because of a strong interest in this ruling, I studied relevant past judgements and theories.

### キーワード

後見開始の審判 成年被後見人 法定代理人がない事理弁識能力を欠く常況にある者 遺留分制度 遺留分減殺請求権の一身専属性と時効の停止 民法 158 条 1 項の要件と類推適用 時効を援用しようとする者の予見可能性

### はじめに

民法は一定の法定相続人について、被相続人の財産の一定割合に関する一定の持分的利益、すなわち遺留分を保障している（民法 1028 条）。たとえば、相続の際に被相続人が遺留分の割合を超える処分をした場合であっても、遺留分権利者は被相続人から処分を受け

---

\*なかやま じつろう：大阪国際大学グローバルビジネス学部教授（2015.11.26 受理）

た受贈者や受遺者等に対して、遺留分の回復を求める権利である遺留分減殺請求権が認められており（民法 1031 条）、この権利を行使するかどうかについては、遺留分権利者個々の自由な意思に委ねられている<sup>1)</sup>。

民法はこのように遺留分減殺請求権者につき権利行使に関する自由を与えているが、権利行使の段階で、遺留分権利者が高齢や疾病等の原因により、権利を行使するかどうかを判断する能力がない、あるいは充分ではないという場面がまま予想される。このような状況に陥ったときに備えて、成年後見制度が設けられていることは周知のとおりであるが、実際問題として、高齢化が進むわが国においては、判断能力の低下にもかかわらず、成年後見人等が選任されていない場合が多く報告されており<sup>2)</sup>、こうした状況においては、かりに遺留分が侵害されていたとしても、遺留分権利者は遺留分減殺請求権を行使できない状態に置かれてしまうことになる<sup>3)</sup>。さらに、遺留分減殺請求権の行使期間について、民法は遺留分権利者が「相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅する」「相続開始の時から 10 年経過したときも、同様とする」と定めており、とりわけ、前段の場合は権利行使を 1 年という短い期間で制限している（民法 1042 条）。

民法 158 条 1 項は、成年被後見人等が法定代理人を有しない場合につき、これを保護する趣旨から、時効の完成を猶予（停止）すると定めている。しかし、条文にいう成年被後見人とは、後見開始の審判を受けた者と解されることから（民法 8 条）、たとえ後見開始の要件を充たしかつ既に申立てがなされていたとしても、後見開始の審判を受けていない者については、文理上は民法 158 条 1 項の適用から除外されることになる。ここで、時効の停止を認めるべき実質的な必要性は同様にあることから、民法 158 条 1 項の類推適用等により当該遺留分者を保護すべきであり、かりにこの理が肯定されとしても、どのような状況下であれば、類推適用が容認されるのかという問題が出てくる。

これまで、この論点については、最高裁判例が未出の分野であったが、先般、最二判平成 26. 3. 14（民集 68 卷 3 号 229 頁・以下「平成 26 年判決」という）は、時効期間の満了前の 6 箇月以内の間に、精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない事案において、その者が有する遺留分減殺請求権の時効停止が認められるかについて（類推適用の可否）、初めて民法 158 条 1 項の類推適用を認めた。

そこで、本稿では、この最高裁の判断を機会に、これまでに判例（最二判平成 10. 6. 12 民集 52 卷 4 号 1087 頁・以下「平成 10 年判決」という他）が除斥期間等に関する傍論において、後見開始の審判を受けていなくとも、一定の事情のもと何らかのかたちで時効の停止がされ得るとの方向性を示していた流れを受け、関連する判例と学説につき改めて検討し、併せて平成 26 年判決の法理を研究することにする。

## I 遺留分制度との関係

### 1. 遺留分侵害行為の効力

民法 158 条 1 項の対象とされる時効は様々であり、平成 26 年判決で争われた遺留分減殺請求権の消滅時効もその一つとなる。被相続人は生前自らの意思で自由に自己の財産を贈与・遺贈することが許され、遺言をもって相続分や遺産分割方法を指定することができる（民法 902 条、同 908 条）。他方で、この被相続人の財産処分の自由を一定限度で制限するのが遺留分制度である。

民法は兄弟姉妹以外の相続人に被相続人の財産の 2 分の 1 ないしは 3 分 1 の割合で遺留分を認める（民法 1028 条）。制度の意義については、配偶者、子など一定範囲の相続人の生活保障に加えて、被相続人の財産形成への寄与により生じた相続財産中の潜在的持分を保護するための最終手段と位置付けられ、一般に共同相続人間における最低限の公平を確保するための制度と理解されている<sup>4)</sup>。

遺言または第三者による相続分の指定につき、民法 902 条但書は「遺留分に関する規定に違反することができない」と定めている。この規定の解釈をめぐる、学説は遺留分減殺請求が問題となるのは、該規定に反する贈与および遺贈がなされた場合（民法 1031 条）に限られ、当該侵害行為が当然に無効となるのではなく、遺留分を侵害する相続分の指定がその侵害の限度において無効となり、遺留分減殺請求権の行使があってはじめて財産の取戻しが可能になるとする説<sup>5)</sup>、当然に無効とする説<sup>6)</sup>とに分かれている。前者が通説とされ、判例（最三判昭和 37. 5. 29 最判集民事 60 号 941 頁）もこれに沿った判断を示しており、被相続人の意思の尊重、取引の安全、遺留分主張における遺留分権利者の意思の尊重がその根拠にあげられている<sup>7)</sup>。

遺留分制度の趣旨に関する判例・通説の理解は、財産処分自由の原則から、たとえ遺留分を侵害する被相続人の処分であっても一応は有効であって、この場合は遺留分を侵害された相続人を保護するために、遺留分権利者に減殺請求権が付与され、権利が行使されることによって、はじめて処分が失効するという考えに基づいている<sup>8)</sup>。しかし、この説に拠った場合、遺留分権利者全員による減殺請求権行使・不行使の意思表示の有無、遺留分権利者全員について消滅時効が経過しない限り、具体的に遺産分割を進めることができないという不都合を招くとの批判がなされている<sup>9)</sup>。また、遺留分は相続財産のうち遺留分権利者に必ず留め置かなければならない固有の財産であり、したがって、被相続人がこれを侵害する行為は許されないとする理解に基づき、被相続人による遺留分を侵害する処分は、遺留分を侵害する限度で当然に無効と解すべきとの主張にも合理性が認められよう<sup>10)</sup>。

## 2. 遺留分減殺請求権について

### 1) 遺留分減殺請求権の法的性質

遺留分減殺請求権の法的性質について、最一判昭和 41. 7. 14 (民集 20 卷 6 号 1183 頁) は、「遺留分減殺請求権は形成権であり、その権利行使は必ずしも裁判上の請求による必要はなく、受贈者または受遺者に対する一方的な意思表示で足り、その意思表示がなされたときは、法律上当然に減殺の効力が生ずると解するのを相当」としている<sup>11)</sup>。

そして、遺留分減殺請求がなされると、贈与・遺贈は遺留分を侵害する部分において失効し、受贈者・受遺者が一旦取得した権利は失効した部分を限度に当然当該遺留分権利者に帰属、その結果、取得した権利を限度に目的物の返還請求が可能となる<sup>12)</sup>。ただし、前掲最三判昭和 35. 7. 19 は、遺留分権利者が受贈者に対し減殺請求をしたときは、その後に受贈者から贈与の目的物を譲り受けた者に対して、さらに減殺の請求をすることはできず、このような場合には、民法 1040 条但書の適用はないと判示している<sup>13)</sup>。

遺留分減殺請求権が行使されたときは、受贈者・受遺者は民法 1041 条 1 項の規定により価額弁償することができるが、これについて、前掲最二判昭和 51. 8. 30 は被相続人の意思を尊重しつつ、目的物上に利害関係を生じた当事者間の調和の趣旨からであるとして、価額弁償する場合は目的物と等価となるとの理解を示したうえで、具体的に「遺留分権利者が受贈者または受遺者に対し民法 1041 条 1 項の価額弁償を請求する訴訟における贈与または遺贈の目的物の価額算定の基準時は、現実に弁償がされる時に最も接着した時点としての右訴訟の事実審口頭弁論終結の時である」と判示している<sup>14)</sup>。

### 2) 遺留分減殺請求権の一身専属性

民法は遺留分減殺請求権者とその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、その権利を行使することができるものと定めており、被相続人が遺留分を侵害する処分を行った場合、遺留分権利者およびその承継人は遺留分減殺請求権を行使することができる (民法 1031 条)。また、承継人の範囲については、条文の文言上遺留分権利者の相続人、包括受遺者に加えて、特定承継人も含まれると解されることから、遺留分減殺請求権は帰属上の一身専属性ではないとされる<sup>15)</sup>。

しかし、最一判平成 13. 11. 22 (民集 55 卷 6 号 1033 頁) は、遺留分権利者の債権者が自己の債権保全のために、遺留分減殺請求権を行使することへの当否について、「遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡するなど、権利行使の確定的な意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができない」と判示し、「行使上の一身専属性」を有することを認めている<sup>16)</sup>。この債権者代位権の行使を原則として否定する判断の根拠として、被相続人につき、遺言をもって死後も生前と同じように自己の財産を自由に処分することが可能となること、他方、遺留分制度が遺留分減殺請求権者の生活保障等のために調整する制度として設けられてい

るとの趣旨に照らせば、遺留分減殺請求権の行使は相続によって確定していない権利であり、権利行使については、相続人の自由意思に委ねられていることから<sup>17)</sup>、遺留分権利者がたとえ遺留分を侵害されていたとしても、被相続人の処分に従う意思を示した場合は、遺留分権利者の判断が尊重され、そこに他人の意思が介入する余地はないとの理解が示されている<sup>18)</sup>。

この最高裁判断に対しては、代位債権者には債務者である遺留分権利者の責任財産への期待が認められ、それにもかかわらず、無資力状態にある債務者の意思を身分行為の意思であるとの理由から一方的に排除するのは問題であり、まずは債権者と債務者との利益状況を考慮する必要があること、そもそも、相続の開始により、債務者の財産が拡大するのは債権者にとり、相続法の趣旨からして法的に正当化される期待であるとの説理に基づき、遺留分減殺請求権に関しては、債権者代位権の目的とすべきであるとの批判が述べられている<sup>19)</sup>。

さらに、折衷的な説として、遺留分については、一定の相続人に与えられた権利であることから、身分権性を認めつつも、身分権、身分行為に過度な特殊性を付与する必要はなく、個人の尊厳の観点から、親族関係の形成、消滅を目的とする法律行為に他人が介入することは許されないが、親族関係に付随する権利に関しては、その効果が財産的なものであるときには、他人の介入も是認すべきとの理解を前提に、遺留分減殺請求権の身分性は、性質上相続人の権利が生存保持のための扶養請求権を実質とする場合は、その放棄も認められず、一身専属権と解すべきであるが、しかし、実際にこの要件を充たす場面は極めて限定的であり、このような例外を除いて、遺留分減殺請求権の代位行使は肯定されるとするものがある<sup>20)</sup>。

平成 26 年判決の一番・原審は、ともに遺留分減殺請求権が形成権であるとの理解を基に、本人が意思表示をしていないことに加えて、遺留分減殺請求権の一身専属性を厳格に判断した結果と思われる。これについては、「遺留分減殺請求権は認知請求権のような純粹な一身専属権と異なり、財産的権利であることは否定できず、その面から権利の行使の可能性を考えると本人以外の者が行う余地はある」との理解により、代位行使につき判例が否定することについて、相続制度、遺留分制度の趣旨から遺留分減殺請求権を第三者が行使する期待は遺留分の範囲となり、その分、受贈者・受遺者にとって覚悟予想された範囲となるといった解釈も成り立つ<sup>21)</sup>。これについて、平成 26 年判決が遺留分減殺請求権に関し、民法 158 条を類推適用し、その行使期間を延長した理由付けとも重なる<sup>22)</sup>。

### 3) 遺留分減殺請求権の消滅時効

遺留分減殺請求権の消滅時効につき、民法 1042 条は減殺の請求権は遺留分権利者が相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないとときは時効によって消滅すると定める。この行使期間の制限について、判例は適用対象となるのは形成権である減殺請求権そのものであり、一旦規定期間内に減殺請求の意思表示がなされると、法律上当然に減殺の効力が生じ、行使の効果として生じた法律関係に基づく

目的物の返還請求権等は、同条所定の特別の消滅時効には服さないものとしている<sup>23)</sup>。そのため、遺留分権利者が減殺請求により取得した不動産の所有権または共有持分権に拠る登記手続請求権は、時効によって消滅することはないとされる<sup>24)</sup>。

それでは、民法 1042 条が定める期間制限とはどのような根拠に基づくものなのか。この問題に関し、学説は遺留分減殺請求が認められると、一旦贈与や遺贈によって得られた権利が遡及的に消滅することになり、結果、受贈者・受遺者さらにその譲受人等に至る取引の安全が害されることとなり、そのため、遺留分減殺請求権の行使期間に制限を設けることで、相続人間、第三者との間に生ずる遺産に関する争いの早期收拾を図り、その後の取引の安全を確保するためとされる<sup>25)</sup>。ただし、民法 1040 条は遺留分減殺請求権の相手方を原則として減殺を受けるべき受贈者・受遺者およびそれらの包括承継人とし、これらの者からの譲受人は譲受時に遺留分権利者に損害を加えることを知っていた場合を除き、その対象とはならないと規定することから、ここでいう取引の安全に関して、実際に受贈者・受遺者からの転得者自体の取引の安全が問われる場面は少ないといわれる<sup>26)</sup>。

## Ⅱ 民法 158 条 1 項について

### 1. 民法 158 条 1 項の法的性質

旧民法（証拠編）131 条 2 項は、5 年を超える時効につき、未成年者や「禁治産者」が能力者となった後に自分で権利行使すべきことを定めて、最後の 1 年について時効の停止を認めていた。しかし、未成年者に関しては 40 年、「禁治産者」については、終身間時効が完成せずとしており、取引の安全性に欠ける面があることから、現行民法は未成年者・成年被後見人（禁治産者）には、法定代理人を付すべきものとし、法定代理人がない場合にのみ、時効を停止することにした<sup>27)</sup>。

消滅時効による権利喪失については、「権利の上に眠る者は保護に値しない」という自己責任の原理により正当化されるが、時効による利益取得の正当化は時効の当事者に着目するだけでは不十分で、取引の安全という社会利益の援用が求められる。そして、時効の停止に関し、「訴訟をなし得ない者に対して時効は進行しない」という法諺に拠るだけでなく、ここにも取引安全に対する配慮が必要になる<sup>28)</sup>。

未成年者・成年被後見人が時効中断のために訴訟を提起する場合は、必ず法定代理人が代理して訴えを提起しなければならない（民訴 31 条）。民法は未成年者・成年被後見人には、必ず法定代理人を付すべきとして、したがって、法定代理人がないときのみ、時効を停止することにした。民法 158 条 1 項は成年被後見人等に関する時効完成の猶予につき、「時効の期間の満了前 6 箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から 6 箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない」とし、成年被後見人等について、時効完成を猶予する旨を定めている（時効の停止）。

## 法定代理人がない事理弁識能力を欠く常況にある者と民法 158 条 1 項の類推適用

この趣旨については、時効完成の間に成年被後見人等は法定代理人を有しない事態が出来た場合には、成年被後見人等の側で権利行使するなど時効の中断措置を執ることができず、そのままでは時効が完成してしまう可能性が高いため、法定代理人を有しないにもかかわらず、時効の完成を認めるのは、成年被後見人等にとり酷であるとして、法定代理人が就任するなど時効中断措置が可能になるまでの間、時効完成を猶予することで、財産管理人がおらず、時効中断措置をとることができない制限行為能力者の保護を目的とするものと理解されている<sup>29)</sup>。

結論として、民法 158 条 1 項は、遺留分減殺請求権は遺留分権利者が自分にもともと帰属する利益等につき返還を求める制度であって、その権利を行使しないうちに時効が完成することは許されないという趣旨に拠るものと理解することができよう。この権利行使可能性の視点は、遺留分減殺請求権の時効停止の妥当性を判断するにつき重要な要素となり、この見地からすれば、民法 158 条 1 項は合理的な規定と考えられる<sup>30)</sup>。

## 2. 民法 158 条 1 項の類推適用

### 1) 問題の所在

民法 158 条 1 項の文理解釈からすれば、ここにいう成年被後見人とは後見開始の審判を受けた者であることから(民法 8 条)、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者として、後見開始の要件を充たしていたとしても、後見開始の審判を受けていない者について、既に申立てがなされていたとしても、文理上は民法 158 条 1 項の適用から除外されることになる<sup>31)</sup>。しかし、事理を弁識する能力を欠く常況にある者は、権利行使が困難であり、本人が処分能力を欠いている以上、時効停止を認めるべき必要性は実質的に同様であるといえる。このような理解を根拠に、後見開始の審判を受けていなくとも、民法 158 条 1 項の類推適用により保護すべきとの主張がなされている。したがって、このような者に対しても、かりに類推適用が肯定されるとして、前記根拠以外に考慮すべき要素があるのか、また類推適用の範囲はどのような基準をもってして画されるのが問題となってくる<sup>32)</sup>。

### 2) 判例について

この問題について、これまで最高裁が直接判示した例はなく、関連する下級審例として、東京地判平成 11. 5. 28 (判時 1704 号 102 頁) が、高度障害保険金請求権の消滅時効について争われた事案に対して、「X が、Y 保険会社との間で高度障害を負ったときに被保険者 X に対して保険金が支払われる内容の保険契約を締結していたことに基づき、Y に対して保険金の支払を請求した場合において、X が高度障害を発生した時点で意識がなく、後見人の選任もなされていなかったことが時効の進行を妨げる事由にはならず、ただ、時効期間満了の前 6 箇月内に心神喪失の常況にある者については民法 158 条が類推され、その者が

禁治産宣告を受け後見人が法定代理権を行使しうようになったときから6箇月は時効が完成しない」と、民法158条(当時)の類推適用を認めている<sup>33)</sup>。この判決については、下級審での傍論ながら、民法158条1項が類推適用される理由付けとして、被保険者は重篤な疾患に陥ることが高度障害保険金の支払事由に挙げられているにもかかわらず、心神喪失の常況になった被保険者に後見人が存在しないという事情によって、保険金請求権が時効にかかるのは被保険者にとり酷な結果になると判示している点が注目される<sup>34)</sup>。

また、予防接種禍による国家賠償法上の損害賠償請求権につき争われた事案につき、大阪高判平成6.3.16(訟月42巻3号457頁)は、「予防接種により障害が発生したことに基づく国家賠償法上の損害賠償請求権について予防接種時から訴訟提起までに20年の除斥期間が経過した場合でも、被害者が20歳になった当時、禁治産者と同様の著しく事理弁識能力を欠き実質上の行為能力を欠如した状態にあり、訴訟を自ら提起することは不可能な状態にあるときには、民法158条(当時)の類推適用により、除斥期間の満了は停止されたものと解される」「予防接種時から訴訟提起までに20年の除斥期間が経過した場合でも、被害者が20歳になった当時、禁治産者と同様の著しく事理弁識能力を欠き実質上の行為能力を欠如した状態にあり、訴訟を自ら提起することは不可能な状態にある者」との理由をもって、民法158条の類推適用を認め、除斥期間の満了は停止されたものと解されたとした<sup>35)</sup>。

そして、予防接種により重度の心身障害を負った者が不法行為に基づく損害賠償請求の除斥期間に関して、平成10年判決は、「予防接種により障害が発生したことに基つき被害者Xが国Yを相手に国家賠償法上の損害賠償請求をし、予防接種時から訴訟提起までに20年の除斥期間が経過した事情にあつて、20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産の宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右不法行為による損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものといえる」と、心神喪失の常況にありながらも「禁治産宣告」を受けていなかった者について、一定の事情のもとでは除斥期間の効果が生じないとしている<sup>36)</sup>。

この判断については、その根拠に「心神喪失の原因を与えた加害者と被害者の間の正義・公平があげられている」とか<sup>37)</sup>、「158条の背後にある思想を基礎とした信義則による724条後段の適用制限とみるべきであろう」といった評価がみられる<sup>38)</sup>。平成10年判決は、時効停止がないと理解されてきた除斥期間の経過において、期間経過後であっても、権利行使を認める例外があることを明らかにしている<sup>39)</sup>。ただし、同じ除斥期間が争われた場合について、前掲大阪高判6.3.16は禁治産者以外の行為能力が著しく欠如した状態にある者に対し、民法158条の法意ではなく類推適用されるとしている点や、意思無能力者側の権利行使の困難性のみを判断基準として、加害者による意思無能力の場合に限定しない点において両者は異なっている<sup>40)</sup>。

平成10年判決により、成年後見開始の審判を受けていない場合でも、何らかのかたちで時効の停止がされ得ることにつき、判例上の方向性が示されたといえよう。実際に、平成



26 年判決の事案においては、成年後見人が選任され、遺留分減殺請求権が行使された時点で既に民法 1042 条前段規定の期間を経過していた。このような状況のなかで、最高裁は民法 158 条 1 項を類推適用することで、遺留分減殺請求権の消滅時効の主張を制限している。したがって、平成 26 年判決の判断は、平成 10 年判決で示された方向性に従ったものと評することができる<sup>41)</sup>。

しかし、そもそも立法時においては、「禁治産者」でない喪心者については、生じることが極めて稀であろうし、第三者が喪心の事実を知る手段もなく、後に喪心の事実を確かめるのが困難なことから、詐欺行為を誘発するおそれがあるという理由をもって、時効は排除する予定だったという<sup>42)</sup>。これに関連して、前掲大阪高判 6. 3. 16 の判断に拠ると、後見人が選任されない限り時効は進行しないことになり、したがって、該事案につき、除斥期間の制約（民法 724 条後段）から逃れるためには、平成 10 年判決のいう加害者が心神喪失の原因を与えたというような取引の安全を凌駕する理由を援用する必要があるとの批判がなされている<sup>43)</sup>。

また、民法 160 条との関係につき、最二判昭和 35. 9. 2（民集 14 卷 11 号 2094 頁）は、「民法 160 条は、相続財産の管理人の選任前、相続財産たる土地を、所有の意思をもって、平穩、公然、善意無過失で 10 年間占有した場合にもその適用があると解すべき」とし<sup>44)</sup>、さらに、最三判平成 21. 4. 28（民集 63 卷 4 号 853 頁）は、不法行為による損害賠償請求の事案のなかで「民法 724 条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により前記請求権が消滅したものと判断すべき」とし、「殺害から 20 年以上が経過した殺人事件の被害者の相続人の不法行為に基づく損害賠償請求につき、民法 160 条の法意に照らし消滅していない」とし請求を認めている<sup>45)</sup>。ここでも、判例は一定の事情のもとで、何らかのかたちで時効の停止があり得るとする方向性を示している。

従来、民法 724 条後段の法律関係の不動状態を画一的に確定するという趣旨の徹底を望むならば、一定の時の経過のみにより絶対的に権利行使を遮断するのが相当で、この説理から、期間の延長を許す結果となる時効中断や停止の規定を準用することは肯定すべきではないとされている（時効停止規定の類推適用否定説<sup>46)</sup>）。実際、最一判平成 1. 12. 21（民集 43 卷 12 号 2209 頁）は、除斥期間経過後に提起された場合には、裁判所は当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により右請求権が消滅したものと判断すべきであるから、除斥期間の主張が信義則違反または権利濫用であるという主張は、主張自体失当であるとしている<sup>47)</sup>。

### 3) 学説について

この問題に関する平成 10 年判決以後の学説は、事実上後見開始の要件を充たしている者を保護する観点から、民法 158 条 1 項の類推適用を是認するものが多い。たとえば、時効説を採れば柔軟な解決が可能になるとするものとか<sup>48)</sup>、後見開始の要件を備えていても、

審判を受けていなければ民法 158 条は適用されないが、その者の保護は一考を要するとするもの<sup>49)</sup>、民法 724 条後段の除斥期間につき、「権利行使期待不可能性」のみを根拠に、「禁治産宣告」を受けていない無能力者への類推適用を肯定する説などがある<sup>50)</sup>。このように、多数説は意思無能力が原因で権利行使に支障が生ずるという点から、後見開始の審判を受けていない場合でも、それを受けた者と同様であるというのを理由に、民法 158 条 1 項の類推適用が認められるべきとしている<sup>51)</sup>。

他方、否定する見解として、民法 158 条 1 項の適用対象は法文上未成年者と成年被後見人（禁治産者）に限定されており、適用の有無について相手方が容易に把握でき、したがって、同項の規定により、法的安定性が保たれるとの理由をもって、心神喪失の常況にあるにもかかわらず、後見開始の審判（禁治産者宣告）を受けていない者に対して、同項を適用することは時効の場合でも予定されていないとの立場をとる。結論として、時効を援用しようとする者の予見可能性の観点から、平成 10 年判決は極めて限定的な判断で、心神喪失状態であるが、当時の制度である禁治産宣告を受けていない者には、時効の場合でも民法 158 条を適用することは予定されていないと批判する<sup>52)</sup>。また、未成年者や成年被後見人以外の無能力者に民法 158 条 1 項の適用を認めると法的安定性が害されるとして、この観点から、時効については、民法 158 条 1 項の適用は予定されていないとする説がある<sup>53)</sup>。ただし、民法 158 条 1 項の類推適用に関し否定的な見解がみられるものの、後者における除斥期間の趣旨については、より画一的な扱いによる法的安定性が重視されることから、同項を適用することを否定するものであり、この点で両者の論理は異なるとみられる<sup>54)</sup>。

以上、後見開始の要件を充たしていない状態で、時効期間経過後に民法 158 条 1 項の類推適用を認めるかどうかに関し、平成 10 年判決後も議論は続いているが、その中で、平成 26 年判決は双方の説に配慮した折衷的な判断を示したとされる<sup>55)</sup>。

### Ⅲ 平成 26 年判決の検討

#### 1. 事実関係等

本件事実関係の概要は以下のとおりとなっている。

- 1) A はその遺産の全てを長男である Y に相続させる旨の自筆証書遺言（以下「本件遺言」という）をしていたところ、平成 20 年 10 月 22 日死亡した。A の法定相続人は妻である X の他 Y を含む 5 人の子であった。X は A の死亡時において、A の相続が開始したことおよび本件遺言の内容が減殺することのできるものであることを知っていた。
- 2) A の相続の開始から 1 年経過前の平成 21 年 8 月 5 日、静岡家庭裁判所沼津支部に対し、X について後見開始の審判が申し立てられた。
- 3) A の相続の開始から 1 年経過後の平成 22 年 4 月 24 日、X について後見を開始し、成年後見人を選任する旨の審判が確定した。
- 4) X の成年後見人は平成 22 年 4 月 29 日、Y に対し、X の遺留分について遺留分減殺請求権を行使する旨の意思表示をした。

1 審（静岡地判沼津支部平成 24. 10. 2）・原審（東京高判平成 25. 3. 19 民集 68 卷 3 号 270 頁）は、ともに不法行為により心神喪失の常況にあった被害者とは異なり、遺留分権利者が減殺すべき贈与を知っていたにもかかわらず、遺留分減殺請求権を行使する意向を周囲に伝えていなかったことを考慮し、結果、時効の期間の満了前に後見開始の審判を受けていない者に民法 158 条 1 項は類推適用されないとして、時効の停止の主張を排斥し、1 年の遺留分減殺請求権の時効期間の満了により同請求権の時効消滅を認め、X の請求を棄却すべきものとした。

これに対して、X が上告受理申立てをしたところ、最高裁は「時効の期間の満了前 6 箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項の類推適用により、法定代理人が就職した時から 6 箇月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は完成しない」旨判示して、原審を破棄し、X が時効の期間の満了前 6 箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったか否かについて、原審において審理されていないことから、この部分を審理するために差戻しとした。

## 2. 最高裁の判断について

民法 158 条 1 項の趣旨について、最高裁は「成年被後見人等は法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは成年被後見人等に酷であるとして、これを保護するところにある」と確認したうえで、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものの、まだ後見開始の審判を受けていない者についても、法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、成年被後見人と同様に保護する必要性があるといえる」とし、後見開始の要件を充たしていても、後見開始の審判を受けていない者についても、民法 158 条 1 項の予定した場合と同様の事態が生じ得ることをもって、その類推適用を認める必要性があることを指摘している。

つづいて、民法 158 条 1 項が成年被後見人等のみを時効停止が認められる者として掲げている理由につき、判決は「成年被後見人等については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実であることから、これに時効の期間の満了前 6 箇月以内の間に法定代理人がないときという限度で時効の停止を認めても、必ずしも時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないとし、上記成年被後見人等の保護を図っているものといえる」との理解を示して、同条項が時効を援用しようとする者の予見可能性にも配慮しつつ、成年被後見人等の保護を図ることとなっている旨を強調した。そのうえで、本件事案に対して、民法 158 条 1 項の類推適用を認めたとしても、後見開始の「申立てがされた時期、状況等によって、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえない」と結論付けている。

以上の説示より、最高裁は、本件のように、時効期間満了前の申立てに基づき後見開始

の審判がされた場合について、少なくとも、民法 158 条 1 項が類推適用される可能性がある旨を示したものと思われる。今回示された判断により、時効期間満了の前に後見開始の申立てがされ、かつ、その申立てに基づき後見開始の審判がされた場合には、後見開始の審判事件が係属していることや、成年後見人が選任されたことについては、その事実の有無および時期が形式的・画一的に確定し得る事実であり、時効を援用しようとする者にとっても時効が停止することや、停止する期間について予見することが一定程度可能であると、したがって、時効援用を予定する者の予見可能性に対する配慮も欠くことなく、民法 158 条 1 項と同じ法律効果をもって律することが適当であるとの考えを明らかにしたものと思われる<sup>56)</sup>。

### 3. 本判決の意義

これまで、判例は平成 10 年判決のように、後見開始の審判を受けていない場合でも、何らかのかたちで時効の停止があり得るとする方向性を示している。その中で、平成 26 年判決は、民法 158 条 1 項が類推適用される場合について、利益状況からして、事理弁識能力を欠く常況にあって、既に後見開始の申立てがなされた場面では、後見開始の審判を受けた者と比肩する保護が必要な状態にあり、しかも、法定代理人が存在しないにもかかわらず、時効の完成が認められるのは酷であるという点に加えて、時効期間満了前 6 箇月以内の段階で法定代理人がいらないという限度で時効停止を認めたとしても、時効援用権者の予見可能性を不当に奪うものとは必ずしもいえないとして、最高裁判所として初めて明示的な判断とその枠組みを示したものとなった。したがって、平成 26 年判決の意義は、判決理由にいう「時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたとき」に時効中断の措置を執ることができなかった者の保護の必要性と時効援用権者の予見可能性を不当に奪うものではないという 2 点が整うことをもって、民法 158 条 1 項の類推適用に関する判断基準とする旨を明示した点にあると考えられる。

今回明らかにされた民法 158 条 1 項について、原則的規律を適用しても差し支えないとの価値判断は、審判がなされた者の高齢化が進むわが国の実情に照らし、時効や制限行為能力に関する理論および実務上重要な意義を有するものと思われる<sup>57)</sup>。

### 4. 問題の所在

平成 26 年判決では、時効期間満了前 6 箇月以内の時点で後見開始の審判を受けていないが、その時点で後見開始の要件を充たしており、既に後見開始の審判の申立てがなされていた者につき、民法 158 条 1 項の類推適用が許され、遺留分減殺請求権の時効を停止することが認められるかが主な争点となっている。

最高裁は、「趣旨は、成年被後見人等は法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは成年被後見人等に酷であるとして、これを保護するところにある」と、同条項の

趣旨を確認したうえで、「申立てがされた時期、状況等によっては同項の類推適用を認める余地がある」とし、「少なくとも」本件のように時効期間満了前の申立てに基づき時効期間満了後に後見開始の審判がされた場合について、同条項の類推適用を肯定した。ここから、最高裁は民法 158 条 1 項類推適用に関する「時効援用権者の予見可能性と事実上の制限行為能力者の保護の調整という大きな判断枠組みを導いている」とされる<sup>58)</sup>。

このように、最高裁は 1 審・原審とは異なり、事実の相違を考慮していない。これについて、平成 26 年判決が民法 158 条 1 項の類推適用を肯定するのであれば、平成 10 年判決事案において、損害賠償請求権行使の場面につき、説明された権利行使の必要性を遺留分減殺請求権行使の場面でも検討する必要があるのではないかと疑問が呈されている<sup>59)</sup>。また、平成 10 年判決は民法 724 条後段が規定する除斥期間の経過後でも、民法 158 条の法意に照らし、被害者に損害賠償請求権行使を認める前提として、民法 724 条を字義どおり解釈すれば、たとえば、当該不法行為により被害者に心神喪失状態が生じている場合でも、損害賠償請求権を行使できなくなる反面で、加害者が損害賠償義務を免れるという「著しく正義・公平の理念に反する」という不合理な結果を招くおそれがあると指摘する<sup>60)</sup>。このほか、Y と A と同居していた X の居住不動産に対する共有持分の確保と Y 以外の兄弟の意見対立や、将来の相続へのそれぞれの思惑が絡み合うという本件事案の特殊性に鑑み、具体的な処理が困難だけに、遺産相続の早期確定以上に X の居住保護が望まれるとの意見がみられる<sup>61)</sup>。

## 5. 時効停止と時効援用権者の予見可能性

判決が用いる予見可能性を時効援用権者の利益と捉えてみると、成年被後見人等に法定代理人が欠けているときは、通常速やかに新たな法定代理人が選任されることから、たとえば、債務者側の時効完成の延長により、もう少し長く証拠を保全しなければならないという、不利益を最小限に抑えることができるとする意味に解される。この説理からして、民法 158 条 1 項の趣旨に関する理解は、取得時効他の時効と共通するものと考え<sup>62)</sup>。また、判決のいう予見可能性の対象について、前掲コメントが、「時効が停止すること及び停止する期間」と述べていることから<sup>63)</sup>、時効完成は猶予されるのか、かりに猶予されたとして、時効完成の時期はいつかという時効完成期に関する予見と思われる<sup>64)</sup>。

最高裁は「成年被後見人等については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実であることから、これに時効の期間の満了前 6 個月以内の間に法定代理人がないときという限度で時効の停止を認めても、必ずしも時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないとし、上記成年被後見人の保護を図っているものといえる」と述べ、このことから、事理弁識能力を欠く常況にあることから後見開始の審判を申し立てたが、審判を受けないうちに時効期間が満了してしまった者につき、その後に後見開始の審判がなされたときは、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえない場合もあり得るとして、民法 158 条 1 項の類推適用を認める余地があることを明らかにしている。

そこで、本件事案は民法 1042 条が規定する遺留分減殺請求権の消滅時効につき争われたものであるが、同 158 条 1 項は時効一般に関する規定であることから、時効を援用しようとする者の時効完成時期に関する予見可能性を不当に奪うものではないとする判旨が、はたして同項の趣旨に合致するか否かについての検討が求められる。たとえば、時効による利益の取得が正当化されるためには、「取引安全といった社会の利益の援用が必要となる」と解したうえで、時効の停止に関しても「取引安全への顧慮が求められる」と論じる。この説示に対しては、既存弁済債務者の保護を中心に債権の消滅時効の目的を考えるならば、その場における「取引安全といった社会の利益」とは一体何なのであろうかとの疑問を覚えつつも、債権の消滅時効については、時効の当事者である債務者の保護こそ重要と説いている<sup>65)</sup>。

遺留分減殺請求権の行使に関する期間制限については、前述のとおり一般に早期に法律関係の安定を図る趣旨と理解されるが<sup>66)</sup>、権利の行使は遺留分権利者の一方的な意思表示で行われ、しかも行使により生ずる目的物の返還請求権等は時効にかからないと解されること、被相続人よりの財産取得に関する受贈者・受遺者の利益やその後の取引の安全を確保する必要性から、時効完成に関する予見可能性に対する十分な考慮が求められよう<sup>67)</sup>。結論として、減殺請求の相手方にとり、いつ時効が完成するのかについての予見性の確保は重要と思われ、この見地からして、判決が民法 158 条 1 項の妥当性を認めたのは合理的な判断と評価されよう<sup>68)</sup>。

受贈者・受遺者は遺留分減殺請求権の時効完成により、譲り受けた財産を自分の意思で自由に処分することが出来るようになる。したがって、このような受贈者・受遺者の利益を保護するために、時効完成時期の予見可能性への保障には必然性が認められる。しかし、この点について、時効完成後に、受贈者・受遺者が取得する財産は、本来遺留分権利者に属するものであり、受贈者・受遺者は時効により遺留分権利者からたまたま獲得するにすぎないのであって、この点を勘案すれば、受贈者・受遺者側の予見可能性を遺留分権利者の権利行使の可能性に比し、重視されるべきかの問題については改めて検討する必要がある<sup>69)</sup>。

## 6. 「法意に照らし」と民法 158 条 1 項の類推適用について

民法 158 条 1 項につき、平成 10 年判決は一定の事情のもと、「法意に照らし」除斥期間の効果は生じないとする構成を採用したのに対して、平成 26 年判決は、同項を類推適用するとの理論構成を採っている。この両者の相異について、後者は消滅時効が問題になった事案であることに起因するものと思われる<sup>70)</sup>。

除斥期間について、前掲最一判平成 1. 12. 21 は「民法 724 条後段の 20 年の期間は、被害者側の認識の如何を問わず一定の時の経過によって法律関係を本確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当である」とし、一般に停止や中断はないとされる<sup>71)</sup>。

平成 10 年判決は、心神喪失の常況にあるものの「禁治産宣告」を受けていなかった者に

ついて、限定的に例外を認めるにあたって、一定の事情のもと、「民法 158 条の法意に照らし」除斥期間の効果は生じないとしており、平成 26 年判決と理論構成を異にしている。すなわち、平成 10 年判決は、特段の事情のもとに限定的な例外を認めるための根拠を民法 158 条の法意に求めたのに対して、平成 26 年判決は、最初から停止や中断が明文上予定されている消滅時効の期間が問題となった事案であることから、端的に民法 158 条 1 項を類推適用する構成を採ったものと考えられている<sup>72)</sup>。

そもそも、類推解釈とは、言葉の意味に含まれないが、利益状況の類似性を理由に同法を適用する法理とされ、たとえば、民法 94 条 2 項や同 110 条、同 478 条の事例にみられるように<sup>73)</sup>、法の欠缺を埋める手段として定着している<sup>74)</sup>。他方、法意に照らしについては、たとえば、過失相殺の法意などのように、より高次の価値を実現するために、信義則、正義、公平等に基づいて法形式上の原則に対する例外を正当化することを目指す趣旨であるとされる<sup>75)</sup>。

平成 26 年判決のいう類推適用については、事理弁識能力を欠く常況であって、既に後見開始の審判を申し立てている局面においては、被後見人となっている場合と比肩し得る要保護状態となっており、したがって、利益状況からして、時効期間の満了前 6 箇月以内の間に法定代理人がないときという限度で、時効の停止を認めたとしても、判決のいう、必ずしも時効援用者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないとし、このような場合について、原則的規律を及ぼしても差し支えないとの価値判断が働いたものと思われる<sup>76)</sup>。

## 7. 「少なくとも」と判決の射程について

判決があえて「少なくとも」との文言を用いていることから、平成 26 年判決は説示した文理からも明らかなように、本件事案のような場合以外にも、同様の状況に対し、民法 158 条 1 項が類推適用され得ることを排除していない。したがって、本件と同じように、後見開始の申立てがなされた時期や利益状況等によって、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえない事情が認められる場合について、民法 158 条 1 項が類推適用される可能性が残されたことになる<sup>77)</sup>。

時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえない事情について、判決はこれに該当する具体的な例示まで踏み込んでいない。したがって、判決の射程がどこまで及ぶかについては、慎重に検討する必要があるが、たとえば、「時効を援用しようとする者が妨害したことにより後見開始の申立てが時効の期間の満了後まで遅れてしまった場合」とか、「時効期間満了前に実質的な法定代理人が存在していたが、やむを得ない事情で後見開始の申立てがなされていなかった場合」や、「時効を援用しようとする者が事理弁識能力を欠く常況の原因を作出した場合」のほか、「成年後見開始と異なる後見制度の開始の申立てが時効期間満了前にされたところ、裁判所の勧奨等により期間満了後、後見開始の審判に切り替えられ、後見開始の審判がなされた場合」といった検討例が紹介されている<sup>78)</sup>。

この問題につき、本件事案は遺留分減殺請求権の消滅時効につき争われたものであるが、

判決理由はこれに限定していないことや予見可能性の観点からして、相続争いを行っている共同相続人の他、時効中断措置を講ずることを妨害した者、事理弁識能力の喪失を惹起した者などが含まれる可能性がある。具体的にどのような場合が該当するかについては、今後に残された課題であるといえるが、結論として、後見開始の申立てが遅れたことに関して、特殊な事情が働いたと認められる場合や、当事者間の正義・公平という観点が類推適用を肯定するうえで重要な要素となるものと思われる<sup>79)</sup>。

## おわりに

平成 26 年判決は、民法 158 条 1 項の類推適用を許容した初めての最高裁判決であり、高齢化社会を迎えたわが国の相続実務に与える影響の大きい判決である。加えて、法制定当事の予想に反し、成年後見制度の利用率が低いこと、時効期間満了前に後見開始の申立てがなされている場合には、それを知ることは不可能ではなく、時効停止期間も長期にわたらないことに鑑みると、本判決の法理は支持されるものと考え<sup>80)</sup>。

債権法改正の場でも、時効の停止について、時効の完成猶予事由として、従来に比して柔軟な制度構築を目指しており、今後、成年被後見人に準ずる者にとり、相続争いの局面で権利を行使することが困難な場面の増加が予測され、これに伴い、時効完成猶予に関する適用の拡張が期待されよう<sup>81)</sup>。

これまでみてきたように、遺留分減殺請求権につき、判例・通説は権利行使の意思表示により効力が生じるとの立場をとっている<sup>82)</sup>。平成 26 年判決は、相続開始時には事理弁識能力を有しており、遺留分侵害の事実を認識している事案であって、このような場合において、遺留分減殺請求権行使の意思表示がなされないときは、権利を放棄しているとも捉えられる。そうすると、消滅時効完成 6 箇月前に事理弁識能力を有していないとの理由から、法定代理人等本人以外の者が本人の意思に介入する場面において、遺留分減殺請求権の一身専属性との関係で予想される問題についての検討が必要となろう<sup>83)</sup>。また、判決は、時効期間満了前に遺留分減殺請求するための前提となる後見開始の申立てがなされているため、時効期間内に権利行使が一応はなされたと捉えることができ、しかも、時効援用権者が被る不利益も民法 158 条 1 項の場合と比較しても、大きくはならないとの判断を根拠に、本件事案への類推適用を認めたと考えられる<sup>84)</sup>。そこで、民法 158 条 1 項類推適用のための要件として、時効期間満了前の後見開始の申立ては常に必要とされるのか、併せて考究が求められよう。

## 注

- 1) 潮見佳男『相続法〔第五版〕』弘文堂 2014 年 296 頁他
- 2) 詳細は最高裁判務総局家庭局「成年後見事件の概況 - 平成 25 年 1 月～12 月」  
[http://www.courts.go.jp/1f20140801kokengaikyoku\\_h25.pdf](http://www.courts.go.jp/1f20140801kokengaikyoku_h25.pdf)
- 3) 冷水登紀代「後掲平成 26 年判決評釈」民商 150 巻 2 号 156 頁
- 4) 高木多喜男『口述相続法』成文堂 1988 年 512 頁、中川善之助編『注釈相続法（下）』有斐閣 1955 年 208 頁〔薬師寺志光〕、二宮周平『家族法〔第 4 版〕』新世社 2013 年 422 頁、松川正毅『民法親



法定代理人がない事理弁識能力を欠く常況にある者と民法 158 条 1 項の類推適用

- 族・相続〔第 4 版〕有斐閣 2014 年 320 頁, 松原正明『全訂判例先例相続法 V』日本加除出版 2012 年 289 頁他
- 5) 於保不二雄『相続法』インターナショナルブック 1949 年 76 頁, 潮見前掲 1) 296 頁, 窪田充見『家族法〔第 2 版〕』有斐閣 2013 年 528 頁以下, 高木前掲 4) 547 頁以下, 谷口知平=九貴忠彦編『新版注釈民法(27)〔補訂版〕』有斐閣 2013 年 169 頁 [有泉享=二宮周平], 中川善之助=泉久雄『相続法〔第四版〕』有斐閣 2000 年 694 頁他
  - 6) 伊藤昌司『相続法』有斐閣 2002 年 220 頁以下, 二宮周平『家族法〔第 3 版〕』新世社 2009 年 437 頁
  - 7) 潮見前掲 1) 296 頁, 冷水前掲 3) 159 頁, 中川=泉前掲 5) 694 頁
  - 8) 加藤永一『叢書民法総合判例研究 58 I 遺留分〔改訂〕』一粒社 1985 年 2 頁, 草野元己「平成 26 年判決評釈」判時 2250 号 123 頁
  - 9) 冷水前掲 3) 159 頁, 二宮前掲 6) 437 頁
  - 10) 草野前掲 8) 123 頁, 松川正毅「遺留分減殺請求」論究ジュリ 10 号 128 頁
  - 11) 詳細は谷口知平「同評釈」民商 56 卷 2 号 123 頁以下, 南方暁「同評釈」家族法百選〔第 7 版〕188 頁以下, 良永和隆「同評釈」民研 651 号 15 頁以下他参照, 同旨最三判昭和 44. 1. 28 最判集民事 94 号 15 頁・詳細は米山隆「同評釈」経済理論 111 号 99 頁以下参照
  - 12) 最二判昭和 51. 8. 30 民集 30 卷 7 号 768 頁・詳細は内田貴「同評釈」家族法百選〔第 7 版〕194 頁以下, 宮井忠夫「同評釈」民商 77 卷 1 号 99 頁以下他参照, 前掲最一判昭和 41. 7. 14, 最三判昭和 35. 7. 19 民集 14 卷 9 号 177 頁・詳細は滝沢聿代「同評釈」家族法百選〔第 3 版〕262 頁以下, 谷口知平「同評釈」民商 44 卷 2 号 138 頁以下, 冷水前掲 3) 161 頁他参照
  - 13) 詳細は 12) 評釈参照
  - 14) 詳細は 12) 評釈参照
  - 15) 潮見前掲 1) 325 頁他
  - 16) 詳細は久保宏之「同評釈」リマックス (26) < 2003 (上) [平成 14 年度判例評論] > 30 頁以下, 幡野弘樹「同評釈」家族法百選〔第 7 版〕190 頁以下他参照
  - 17) 於保不二雄『債権総論〔新版〕』有斐閣 1972 年 169 頁
  - 18) 冷水前掲 3) 159 頁以下, 山口純夫「同評釈」判例セレクト'02 (法教 270 号別冊) 19 頁・同判タ 751 号 55 頁
  - 19) 伊藤昌司「同評釈」民商 126 卷 6 号 136 頁以下, 潮見前掲 1) 326 頁, 冷水前掲 3) 160 頁
  - 20) 冷水前掲 3) 160 頁, 床谷文雄「遺留分と債権者代位」久貴常彦編『遺言と遺留分 (2) 〔第 2 版〕』日本評論社 2011 年 296 頁
  - 21) 冷水前掲 3) 163 頁以下
  - 22) 冷水前掲 3) 164 頁以下
  - 23) 最一判昭和 57. 3. 4 民集 36 卷 3 号 241 頁・詳細は清永利亮「同評釈」ジュリ 769 号 104 頁, 副田隆重「同評釈」昭和 57 年度重判解 95 頁以下, 前掲 11) 最三判昭和 44. 1. 28, 前掲 11) 最一判昭和 41. 7. 14
  - 24) 最判平成 7. 6. 9 判時 1539 号 68 頁・詳細は高木多喜男「同評釈」判例セレクト'95 (法教 186 号別冊) 28 頁, 泉久雄「同評釈」リマックス (13) < 1996 (下) [平成 7 年度判例評論] > 90 頁以下他参照
  - 25) 川井健『民法概論 5 親族・相続』有斐閣 2007 年 227 頁, 半田吉信他『ハイブリッド民法 5 家族法〔第 2 版〕』法律文化社 2012 年 355 頁 [青竹美佳], 我妻栄=唄孝一『判例コンメンタールⅧ相続法』コンメンタール刊行会 1966 年 333 頁他
  - 26) 草野前掲 8) 128 頁
  - 27) 梅謙次郎『民法要義卷之一総則編〔訂正増補 33 版〕』有斐閣 1984 年 395 頁以下, 大久保邦彦「平

- 成 26 年判決評釈」判例セレクト`14（法教 413 号別冊）17 頁
- 28) 大久保前掲 27) 17 頁
- 29) 石田穰『民法総則』信山社 2014 年 1098 頁以下，河上正二「平成 26 年判決評釈」ジュリ 1479 号 69 頁，潮見佳男『民法総則講義』有斐閣 2005 年 328 頁以下，平成 26 年判決コメント判タ 1402 号 57 頁他
- 30) 草野前掲 8) 123 頁
- 31) 河上前掲 29) 69 頁，中川敏宏「平成 26 年判決評釈」法セ 719 号 108 頁
- 32) 草野前掲 8) 120 頁，河上前掲 29) 69 頁
- 33) 詳細は大江強「同評釈」平成 12 年度主要民事判例解説（判タ臨増 1065 号）40 頁以下，草野元己「生命保険契約における保険金請求権と消滅時効の進行（上）」判時 1985 号 3 頁以下，「同（下）」判時 1986 号 3 頁以下他参照
- 34) 草野前掲 8) 120 頁
- 35) 詳細は西埜章「同評釈」医事法百選 54 頁以下参照
- 36) 詳細は徳本伸一「同評釈」判例セレクト`98（法教 222 号別冊）20 頁，橋本恭宏「同評釈」金商 1057 号 54 頁以下，松本克己「同評釈」法時 70 卷 11 号 91 頁以下他参照
- 37) 草野前掲 8) 120 頁
- 38) 潮見前掲 1) 329 頁
- 39) 冷水前掲 3) 157 頁
- 40) 草野前掲 8) 120 頁
- 41) 冷水前掲 3) 157 頁
- 42) 岡松参太郎『注釈民法理由上巻〔訂正 7 版〕』信山社 1991 年 389 頁以下
- 43) 大久保前掲 27) 17 頁
- 44) 詳細は風間鶴寿「同評釈」法時 33 卷 1 号 103 頁，西村信雄「同評釈」民商 44 卷 4 号 85 頁他参照
- 45) 詳細は，松本克己「同評釈」判時 81 卷 13 号 379 頁以下，松久三四彦「同評釈」平成 21 年度重判解（ジュリ臨増 1398 号）103 頁以下，吉村良一「同評釈」民商 141 卷卷 4・5 号 48 頁以下他参照
- 46) 『最高裁判解民事篇平成 10 年度（下）』法曹会 2001 年 573 頁〔春日通良〕
- 47) 詳細は大村敦志「同評釈」法協 108 卷 12 号 2124 頁以下，半田吉信「同評釈」民商 103 卷 1 号 131 頁以下，松久三四彦「同評釈」平成元年度重判解（ジュリ臨増 957 号）83 頁以下他参照
- 48) 大塚直「平成 10 年判決評釈」百選Ⅱ〔第五版新法対応補正版〕210 頁
- 49) 大木康「除斥期間と時効停止規定」法時 72 卷 11 号 19 頁，平野裕之『民法総則〔第 3 版〕』日本評論社 2011 年 538 頁，我妻榮他『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—〔第 3 版〕』日本評論社 2013 年 312 頁他
- 50) 大木康「除斥期間と時効停止規定」椿寿夫 = 三林宏編著『権利消滅期間の研究』信山社 2006 年 276 頁，大塚前掲 48) 211 頁，半田吉信「平成 10 年判決評釈」判批 481 号〔判時 1661 号〕30 頁，松本克美『時効と正義』日本評論社 2002 年 403 頁以下
- 51) 草野前掲 8)（下）1986 号 8 頁
- 52) 永谷典雄「平成 10 年判決評釈」民研 497 号 50・57 頁
- 53) 内田博久「平成 10 年判決評釈」ひろば 52 卷 9 号 56・61 頁
- 54) 草野前掲 8) 127 頁
- 55) 河上前掲 29) 70 頁，冷水前掲 3) 157 頁
- 56) 詳細は前掲 29) コメント 57 頁以下他参照
- 57) 河上前掲 29) 70 頁，草野前掲 8) 121 頁他
- 58) 河上前掲 29) 70 頁他
- 59) 冷水前掲 3) 158 頁

法定代理人がない事理弁識能力を欠く常況にある者と民法 158 条 1 項の類推適用

- 60) 冷水前掲 3) 157 頁以下
- 61) 河上前掲 29) 70 頁
- 62) 詳細は草野前掲 8) 121 頁以下参照
- 63) 前掲 29) コメント 57 頁
- 64) 草野前掲 8) 121 頁
- 65) 大久保前掲 27) 17 頁
- 66) 前掲 25)
- 67) 草野前掲 8) 122 頁以下
- 68) 草野前掲 8) 123 頁
- 69) 草野前掲 8) 123 頁
- 70) 中川前掲 31) 108 頁
- 71) 詳細は 47) 評釈参照
- 72) 河上前掲 29) 70 頁, 中川前掲 31) 108 頁, 前掲 29) コメント 57 頁
- 73) 最一判平成 18. 2. 23 民集 60 卷 2 号 546 頁・詳細は佐久間毅「同評釈」百選Ⅰ〔第 7 版〕46 頁以下他参照, 最一判平成 9. 4. 24 民集 51 卷 4 号 1991 頁・詳細は中舎寛樹「同評釈」百選Ⅱ〔第 5 版新法対応補正版〕86 頁以下他参照
- 74) 詳細は椿寿夫 = 中舎寛樹編著『解説 類推適用からみる民法』日本評論社 2005 年, 河上前掲 29) 70 頁他参照
- 75) 詳細は河上前掲 29) 70 頁他参照
- 76) 河上前掲 29) 70 頁
- 77) 河上前掲 29) 70 頁, 中川前掲 31) 108 頁
- 78) 中川前掲 31) 108 頁、前掲 29) コメント 57 頁, 関口剛弘「平成 26 年判決評釈」ひろば 68 卷 3 号 63 頁以下
- 79) 草野前掲 8) 128 頁
- 80) 大久保前掲 27) 17 頁
- 81) 浅井弘章「平成 26 年判決評釈」金融商事重判〔平成 26 年版〕118 頁, 河上前掲 29) 70 頁
- 82) 前掲 11) 参照
- 83) 冷水前掲 3) 163 頁
- 84) 草野前 8) 123 頁

《主要参考文献》

- 浅井弘章「平成 26 年判決評釈」金融商事重判〔平成 26 年版〕118 頁  
石田穰『民法総則』信山社 2014 年  
伊藤昌司『相続法』有斐閣 2002 年  
梅謙次郎『民法要義卷之一総則編〔訂正増補 33 版〕』有斐閣 1984 年  
大久保邦彦「平成 26 年判決評釈」判例セレクト 14 (法教 413 号別冊) 17 頁  
於保不二雄『債権総論〔新版〕』有斐閣 1972 年  
同『相続法』インターナショナルブック 1949 年  
川井健『民法概論 5 親族・相続』有斐閣 2007 年  
河上正二「平成 26 年判決評釈」ジュリ 1479 号 69 頁  
草野元己「平成 26 年判決評釈」判時 2250 号 118 頁  
窪田充見『家族法〔第 2 版〕』有斐閣 2013 年  
潮見佳男『相続法〔第五版〕』弘文堂 2014 年

国際研究論叢

- 同『民法総則講義』有斐閣 2005 年  
冷水登紀代「平成 26 年判決評釈」民商 150 巻 2 号 153 頁  
関口剛弘「平成 26 年判決評釈」ひろば 68 巻 3 号 63 頁  
高木多喜男『口述相続法』成文堂 1988 年  
谷口知平=九貴忠彦編『新版注釈民法（27）〔補訂版〕』有斐閣 2013 年  
椿寿夫=中舎寛樹編著『解説 類推適用からみる民法』日本評論社 2005 年  
椿寿夫=三林宏編著『権利消滅期間の研究』信山社 2006 年  
中川善之助編『注釈相続法（下）』有斐閣 1955 年  
中川善之助=泉久雄『相続法〔第四版〕』有斐閣 2000 年  
中川敏宏「平成 26 年判決評釈」法セ 719 号 108 頁  
二宮周平『家族法〔第 4 版〕』新世社 2013 年  
半田吉信他『ハイブリッド民法 5 家族法〔第 2 版〕』法律文化社 2012 年  
久貴常彦編『遺言と遺留分（2）〔第 2 版〕』日本評論社 2011 年  
平野裕之『民法総則〔第 3 版〕』日本評論社 2011 年  
松川正毅『民法親族・相続〔第 4 版〕』有斐閣 2014 年  
松原正明『全訂判例先例相続法 V』日本加除出版 2012 年  
松本克美『時効と正義』日本評論社 2002 年  
我妻栄=唄孝一『判例コンメンタールⅧ相続法』コンメンタール刊行会 1966 年  
他本文中に掲げたもの